

一般社団法人東京外語会ハラスメント防止基本方針

一般社団法人東京外語会（以下「当会」という。）は、職員一人ひとりの人格と尊厳を尊重し、すべての職員が安心して働くことのできる良好な職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び適切な対応に取り組みます。

1. ハラスメントを許さないという基本姿勢

当会は、職員に対する次のようなハラスメントを許容しません。

- 職場におけるパワーハラスメント
- セクシュアルハラスメント
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメント
- 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント
- カスタマーハラスメント
- その他、職員の人格や尊厳を傷つけ、就業環境を害する不適切な言動

当会は、ハラスメントの被害を受けた職員だけでなく、相談・調査・対応等に関係する職員についても必要な配慮を行います。

2. カスタマーハラスメントに関する留意事項

当会は、会員、大学関係者、その他関係者から寄せられる正当な意見、要望、苦情及び問い合わせを大切に受け止め、業務の改善に努めます。

一方、正当な要求であっても、その手段・態様が社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する場合には、カスタマーハラスメントとして適切に対応します。

3. 相談しやすい職場環境の整備

職員は、ハラスメントを受けた場合だけでなく、ハラスメントに該当するか判断に迷う場合にも相談することができます。

当会は、職員が一人で問題を抱え込むことのないよう、相談窓口を設置し、相談者のプライバシーを保護するとともに、相談したことを理由として不利益な取扱いを行いません。

4. 組織としての対応

ハラスメントに関する相談を受けた場合には、当事者のプライバシー及び意向に配慮しながら事実関係を確認し、必要な措置を講じます。

重大な事案については、理事長その他の責任者が対応し、必要に応じて弁護士、警察その他の専門機関と連携します。

5. 職員への周知・教育

当会は、本方針及びハラスメント防止に関する必要な事項を職員に周知し、必要に応じて研修その他の教育を行います。

6. 基本方針の見直し

当会は、法令、社会情勢及び当会の実情の変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直します。

令和8年10月1日
一般社団法人東京外語会
理事長 小林文彦